

神奈川県漁港管理条例施行規則の一部を改正する規則の概要

1 改正理由

神奈川県漁港管理条例施行規則（昭和 44 年規則第 102 号、以下「規則」）は、神奈川県漁港管理条例（昭和 44 年条例第 44 号、以下「条例」）に基づく事項を規定している。

漁港及び漁場の整備等に関する法律（昭和 25 年法律第 137 号、以下「法」）第 41 条に規定の活用推進計画における漁港施設の占有については、漁港管理者の許可が不要とされている（法第 39 条第 1 項）ため、規則についても所要の改正を行う。

2 主な改正内容

規則第 14 条では条例第 12 条に規定する占有料の徴収時期を「占有の許可の際定める日まで」と規定している。

活用推進計画における漁港施設の占有については、漁港管理者の許可が不要とされているが、水産庁長官通知（令和 6 年 1 月 31 日付 5 水港第 2371 号）によると、占有料の徴収時期については、漁港施設等活用事業実施計画の認定（法第 43 条第 1 項）の通知に記載するとしている。

このため、規則第 14 条についても、漁港施設等活用事業に係る占有料の徴収時期は、その実施計画の認定の際に定める旨を追記する。

3 施行期日

公布の日

4 経過措置

なし